

## 栄養教諭等の配置について

### 1. 学校給食に関する栄養教諭等の配置基準について（調査報告書 7 頁：抜粋）

学校における食育推進の中核的な役割を担っているのが栄養教諭等<sup>\*</sup>であり、国の配置基準（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）は以下のとおりである。

区分	配置基準
自校調理方式	調理場がある学校に下記の基準で配置 ・児童または生徒数 550 人未満の学校：4 校に 1 人 ・児童または生徒数 550 人以上の学校：1 人
親子調理方式	調理場がある親校のみに下記の基準で配置されるが、子校には配置なし ・児童または生徒数 550 人未満の学校：4 校に 1 人 ・児童または生徒数 550 人以上の学校：1 人
民間調理場活用方式	配置なし
センター方式	給食センターに下記の基準で配置 ・児童または生徒数 1,500 人以下：1 人 ・児童または生徒数 1,501 人～6,000 人：2 人 ・児童または生徒数 6,001 人以上：3 人

※：栄養教諭等とは、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員をいう

### 2. 各実施方式案における小・中学校に配置される栄養教諭等の人数

中学校給食を実施した際、現状の小・中学校での栄養教諭等の定数 19 人に対して、各実施方式案における小・中学校に配置される栄養教諭等の人数は以下のとおりです。（令和元年 5 月 1 日の児童・生徒数による試算）

方式	A 案 (自校+親子調理)	B 案 (自校+センター)	C 案 (親子)	D 案 (センター)	E 案 (民間調理場)
増加 (計)	2 人 (21 人)	4 人 (23 人)	1 人 (20 人)	3 人 (22 人)	0 人 (19 人)